

批評・紹介

Paul Heng-chao Ch'en

Chinese Legal Tradition under the Mongols —The Code of 1291 as Reconstructed—

植松 正

「モンゴル治下における中國の法制の傳統——一二九一年の法典の復原——」と題する本書は、ハーヴァード大學の東アジア法研究(Studies in East Asian Law)中の一冊として刊行され、歐米における元代法制史研究に關する最新の成果の一つである。一二九一年の法典とはすなわち『至元新格』のことであり、評者が以前、同様の試みをしたこともあつて、ここに紹介の筆をとろうとするものである。著者 Paul Heng-chao Ch'en 氏は、現在はロンドン大學に於てアジア法の講師をされており、我が國にもかつて研究員として滞在されたことがある。本書は、氏がハーヴァード大學に一九七三年に提出された博士論文を骨子として成つたものである。

本書の構成は次の通りである。

序

第一部 元代法制

一 中國法典の發達

二 刑罰體系

三 司 法

第二部 至元新格

緒 言

至元新格の翻譯

至元新格の復原原文

まず著者の研究の視角を序の中にみてみよう。氏は近代中國文化の形成期にあたる宋・元・明の推移のなかで元朝の革新的役割が解明されていないことから、元代の法制に焦點をあわせ、その歴史的意義を明らかにしようとする。『概して元の新制は蒙古慣習法の衝擊によつてひきおこされたもの』でありながら、モンゴル要素は次第に影をひそめ、中國の律を制定しようとする努力が増大していく。しかし、それは舊來の唐律型の法律ではなく、元代に獨自のゆき方を示した。「中國に傳統のある法典編纂への依存と先例から法的權威をひきだすような柔軟性を折衷した」ところは前代と大いに異なるところであつて、元朝の法制には多くの調整や革新がみとめられる。そして「それらの革新は蒙古慣習法と中國的法原理との衝突にクッションの役目をはたすべく、元の法體系に新たな要素をもちこんだのみならず、ついに後代の法律作成のプロセスに影響を与えた」のであり、「中國の法的傳統に元の果した寄與は、刑罰に七で終る數を用いたところではない、はるかに大きく、かつ意義深いものがあつた」と言われる。

そこで氏は「中國法典の發達」において、元代の法典の狀況を三期に區分して敘述される。第一期は一二二九(太宗元)年から一二七〇(至元七)年であり、チンギス・ハンのヤサなど蒙古法と金の泰和律が有効性を保っていた時期である。しかしヤサの適用の範圍

は限定されたものであり、蒙古人支配者は中國人を統治するには中國法を發達させることに、一層の關心をよせるようになってゆく。

この過程で初期の中國的法規が提案、公布される。第二期の一二七—(至元八)年から一二三〇(延祐七)年になると、姚樞、史天澤、耶律鐸らがそれまで世祖に中國法への注意を喚起したのをうけて、

一二七一(至元八)年には泰和律が廢止され、元朝独自の新しい中國法——新律、新法——制定への動きが活潑となり、やがて一二九

一(至元二八)年の『至元新格』に結實する。それが成宗、武宗、仁宗期における律令制定への動向につながってゆく。ここにおいて文獻學的な考證を踏まえて、『大德律令』と『大德典章』、また『風憲宏綱』と『大元通制』とを混同してはならないことが主張されている。第三期は一二三二(至治元)年から一二六八年の元滅亡に至るまでであり、「この時、帝國の中國的文化への適應は最高潮に達した」という。英宗期には、仁宗の時から計畫されていた『大元通制』の完成を見る。『元典章』の成立もこのころである。文宗期の『經世大典』、『成憲綱要』、順帝期の『至正條格』など、中國的法律の制定が相次ぎ、國律制定への動きもとどまることがなかった。

このように「元一代を通じて、中國の律を制定するために、中國人の官僚と蒙古人の支配者の繼續的な努力があった」といわれる。中央アジア文化との接觸が減少するのにもなって、元朝は中國の影響を強く受けるようになり、とくに一二三〇(延祐七)年以後

においては、蒙古的慣習の中國的制度への文化的適應(cultural accommodation)は顯著になっていったと結ばれる。

第二の「刑罰體系」においては、前代からの體系が蒙古の法や慣習によっていかに變容し、そして明、清代にひきつがれたかをめぐ

って法學的な考察が加えられる。まず「五刑」については、凌遲が死刑の一種として制度化され、絞刑が廢止されたこと、その一方で實際に死刑者数が減じ、寛刑主義が發揮されたことが指摘される。

流刑や徒刑については、本來遊牧民族である蒙古人は刑罰の尺度として罪人に對する自由の制限の考え方よりも、むしろ出軍、遷徙あるいは勞役の意味を増大させたという。「補助的財産刑」としては、贖刑のこと、それに焼埋銀や養濟の費を支拂う罰金の制がとりあげられる。こうした財産刑の發達にともなうて本來の刑罰は輕減され、兩者の間の理想的なバランスが保たれることとなった。そのほか蒙古慣習法の影響として、加害者委附(*coxae delictio*)、「陪九」の罰、倍贖の制が中國の刑罰體系に新しい傾向をもたらしたと指摘される。次に「補助的身體刑」として、タリオ、刺字に言及したのち、刺字ずみの罪人に警迹人、すなわち補助的警察官の役割を課することが、元代にはじめて法制化されたものとして強調される。

第三の「司法」においては、まず「裁判の機構と手續」として各機關の役割や約會制が權力均衡の意味を含めて解説される。そしてこれが前代よりも一段と人民への保護に效果的に機能した。と同時に、約會制や監察制によつて完全な司法の獨立は危くされ、訴訟の最終的な解決を遅らせる一面もあったといわれる。次に「特別管轄と法律の低觸(Special Jurisdiction and Conflict of Laws)」として、外國人や蒙古人、色目人の裁判に關連して大宗正府、都護府の機能を指摘し、なお異民族間の裁判、軍戸や站戸など諸色戸計に關わる裁判のあり方に言及される。最後に「法律の専門職化(Legal Professionalism)」として、吏學の發達、法律書編纂刊行の盛行をはじめ、さまざまなレベルにおける法知識の普及、専門職の確立

について敘述し、蒙古人は中國人官人の協力のもとに、從來みられないほどの效果的で成熟した司法のシステムを發達させることができたと結ばれる。

ここに概容を述べた第一部は、第二部の『至元新格』の譯註への背景として書かれたものである。歐米、中國、日本における研究成果をよく整理し、またこれに實證的な検討を加えた上で、歴史的あるいは法學的な見地から再構成したものとみることができよう。日本の研究論文からは宮崎市定氏、仁井田陞氏はじめ、かなり多くが参照されている。周知のように、この分野の研究には、中國における沈家本をはじめとする成果があり、また歐米にはモンゴル學の分野としてのリヤザノフスキーをはじめとする成果があったわけで、研究史の上でもそれぞれに系統のある諸成果を吸収、總合してゆこうとする著者の積極的な意欲がうかがわれる。第一章は元代における法典編纂の簡史の役割を果すものであり、時期區分を提出されたこととともに、大いに後人を裨益するところがある。また第二章と第三章は、ことに法學的視點からの構成、敘述に注意を喚起させられる。

ここで一つだけ氏の所説に異を唱えんとすれば、王惲の建議にいう「至元新法」の扱いについてである。氏は王惲がヤサに言及するのに注目し、その建議を至元五年あるいは六年のものとし、それがまた第一期においてヤサが影響力を保っていた事實を示す一つの根據となっているのである。しかしこれについては、建議を至元二十二年と推定した私のものと見解を撤回すべきようにも思えない（拙稿『彙輯『至元新格』並びに解説』『東洋史研究』第三〇巻第四號・一九七二・所收）参照）。ただし、私がこの「便民三十五事」の

建議を烏臺筆補に含まれるとした點は訂正すべきかもしれない。

第二部は元代最初の成文法典『至元新格』の復原と譯註である。氏がこれを完成するに至る経緯については第二部の緒言の中で述べられているが、奇しくも私も同じ頃（一九七二）、同様に『至元新格』の復原を試みて本誌に發表した。氏は博士論文の執筆にあたって拙稿を参照することができなかったと言われるが、その復原の方法と結果には大きな隔たりはないと思われる。『至元新格』が英譯されて、歐米の研究者にはことに利用しやすくなったことを慶びたい。

さて氏は『元典章』『通制條格』から九十六條の復原條文を集めたが、これは私が九十五條を集め、なお一條を留保して参考として掲げたのであるから、集めた素材には變りないともみられよう。次にこれを『吏學指南』にみえる十部門にしたがって排列するわけであるが、ここには少々見解を異にする點がある。私は排列した全條文に假に通し番號を附し、氏は各部門ごとに番號を附されたが、いま兩者の對照表を作成して、その相違するところを示しておく。

但し、氏の排列によって直ちに私の排列を全面的に訂正する理由もあまりみあたらない。氏の方法は排列の不確定なものは條文の内容によって決定しようとするに對し、私は原典における分類の編目を参考にしようとしたためにこのような違いが生じたものである。私が参考にとどめた站赤關係の一條は「至元二十八年六月」とあるべきところが「十二月」となっているために、にわかに『至元新格』の一條と斷ずるのをひかえたのであるが、もしこれが該當するならば、氏のように「公規」の目に入れることも可能であらう。

今あるいは氏の排列の方が適切かもしれないと思うのは「諸街市

貨物云々」(Ch'en IV理財8)の一條である。私はこれを他の和買關係の諸條ときりはなすのに躊躇を感じて賦役の目に入れたのであるが、『吏學指南』に理財を説明して「主平物價」とあるのと同じであるかもしれない。また私が「諸錢穀之計云々」(植松 37、Ch'en VI課程1)の條だけをあえてきりはなして理財の目に入れたのは理

P. Ch'en			植 松	對 應 關 係		
I	公規	1~11 12	公規	1~11	(植松) 参考	
II	選格	1~12	選格	12~23		
III	治民	1~9 10, 11 12	治民	24~32 33	(植松) 察獄	93, 94
IV	理財	1~3 4 5~8	理財	34~36	(植松) 賦役 (植松) 賦役 (Ch'en) 課程	40 44~47 1
V	賦役	1, 2 3~5	賦役	38, 39 40 41~43 44~47	(Ch'en) 理財	4
VI	課程	1 2~11	課程	48~57	(Ch'en) 理財 (植松) 理財	5~8 37
VII	倉庫	1~12	倉庫	58~69		
VIII	造作	1~11	造作	70~80		
IX	防盜	1~6	防盜	81~86		
X	察獄	1~6	察獄	87~92 93, 94 95	(Ch'en) 治民	10, 11
		7				

由のあることで、この一條が誤って課程類の諸條の冒頭におかれていたために、課程を理財と解する混亂がかって生じたと思うのである。

翻譯は原文に忠實な逐語譯のようにみうけられる。英語表現の適切さを云々することは評者には手にあまることであるが、翻譯の手續きや制度の理解にかかわって疑問がないではない。I公規10の條中「依例送庫」の一句は譯文が脱落していると思われる。II選格12の條の末尾の「毎月通行類容直隸省部路分准此」のところは「直隸省部」のあとで切っているようであるが、その前で切るべきところであろう。III治民2の條の「諸村主首使佐里正催督差稅禁止違法」のうち、「使佐」を *assistants* と役職に解するのは疑問で、主首の職務を規定した一條として譯出されるべきであった。VI課程2の條と同3の條に「行省戸部」とあるのは「行省の戸部」と譯すべきではなく、「行省あるいは戸部」の意である。IX防盜6の條に「即南方見有草賊去處」とあるところは『元典章』一一「捕盜官給由例」の條によって「即目」と校すべきところと思う。最後に附された『至元新格』の原文は、印刷上の都合があったのかもしれないが、できることならやはり標點を附して呈示する方が望ましいと思う。

元朝などいわゆる征服王朝についての研究は、史料上の制約もあって、解明されていない部分が多いと言われてきた。蒙古人の支配者を迎えた中國人がこれにいかなる對應を示し、歴史の舞臺としての中國はこれによっていかなる影響を受けたかというテーマは、依然として變らぬ關心事であることを本書は示している。また近時、唐律の英譯もその第一冊の刊行をみた(W. Johnson, *The Tang Code*, Vol. 1, 1979)。Ch'en氏のこの著書と同様、基礎的研究が

歐米において着實に進められつつある傾向といえよう。日本のほかの諸國における成果に注意を向けていなければならないという、まことに當然ともいふべき自戒の念をこめて筆をおきたい。

Princeton University Press,
1979. xix, 205pp.

萩原 淳 平著

明代蒙古史研究

若松 寛

本書は、著者萩原淳平氏の三十年に及ぶ明代蒙古史研究の成果を集大成したものである。周知の如く、我國にはこの方面に大先達の和田清氏があり、その『東亞史研究(蒙古篇)』は名著の聞えが高い。尤も和田氏の研究は、モンゴル王公の系譜の作成や戦争などを中心とする狹義の政治史と、戦争などに出て来る地名の考證を中心とした歴史地理的研究とに殆んど限られたもので、明代モンゴル族の社會や文化についてはあまり觸れられていない。その點で萩原氏の著書は、明蒙交渉史を主軸にして、それをめぐって展開されたモンゴル社會の動態を社會經濟史的觀點から考察したもので、從來の明代蒙古史研究に新しい展望を開いた先驅的業績と言えよう。

著者の研究の目的は、あくまで明代モンゴル族の遊牧民族としての特質とか性格を究明することにあるが、その場合の研究方法としては、やはり著者自らに語ってもらうのが一番良からう。

私はそれらを究明するためには、單に政治史的な觀點からのみならず、むしろ社會經濟史的な觀點から考察してみる必要があるのではないかと考えた。特に北アジアの遊牧民族にとって、地理的に鄰接するのみならず、古來關係の深い中國の定着農耕社會との接觸交渉、それは戦争という武力的交渉であれ、朝貢馬市などの平和的交渉であれ、それらを通して兩者の相違すなわち異質點が明らかになる。その際に、モンゴル族が何を考え、何を中國に求め、どのように行動し、その結果いかなる影響が生じたかを究明すれば、遊牧民族の本質なり性格は自ら解明されるのではなからうか。匈奴以來遊牧民族と中國農耕民族との接觸交渉の歴史は長いが、この明代ほどこれらの研究に豊富な資料を残した時代はない。私は明代のモンゴル族のモンゴリアにおける内部事情と中國との交渉を關連づけながら本研究を行なってきた。また、そうすることによって、狹義の政治史についても、和田氏とは異なった見解をうるにいった。(三頁)

さて、本書の構成は次の如くである。以下に各章について私見を交えつつ内容を紹介することにしよう。

緒言

第一章 元朝の崩壊と明初のモンゴル人

第一節 元朝のモンゴリア復歸

第二節 明朝治下に入ったモンゴル人

第三節 「靖難の變」とモンゴル人

第二章 エセン・カーンの遊牧王國

第一節 北元の滅亡とその後のモンゴル社會